別紙３

大阪精神医療センター　観察カメラの具体的な取扱い

68台分の観察カメラのモニターは、各病棟の詰所（スタッフステーション）内、患者から見えない位置に設置し、当該病棟を担当する守秘義務を負った医師、看護師等医療従事者が観察している。

モニター画面は、患者や面会者、見学などの来訪者から見えない位置に設置している。見学の来訪者等がスタッフステーション等、モニターの設置箇所に入る場合や、観察者が一時的に離れる場合には、電源を切るなど、画像が映し出されたままの状態が無いよう運用している。

モニターを24時間常時観察することは困難であるが、事故を起こすおそれがある重症患者が在室している場合には、集中して観察を行っている。

また、夜間帯では職員2～3名で病棟全体の患者を看護しており、1～2名は巡回にあたり、1名はモニターを観察することで対応を行っている。